

資本の所有と支配について

——いわゆる経営者支配概念に関連して——

岡 崎 守 男

現代の資本主義経済において、富の生産と富の分配の組織者として機能しているのは、いうまでもなく企業である。生産力の発展は生産手段の少數の大企業への集中をもたらし、同時にこれらの経済的機能を少數の大企業にゆだねつつある。経済構造の高度化は、また富の存在形態と富の構造を大きく変容させた。原初的には、労働生産物の余剰としてあらわれた富は貨幣として一般的社会的形態を獲得したが、私的所有制のもとで、その資本への転化の道がひらかれるや、社会のすみずみから集められた貨幣は企業に集中して、資本として機能させられ、さらに企業が株式会社の形態をとるようになると、社会の富は会社の財産として、外化された形態をあたえられ、個人の富は会社財産にたいする、しかしもはや直接的処分権を喪失した、所有権＝証券として表示される。社会の発展は、富の形態を労働生産物から、まず労働生産物にたいする所有請求権としての貨幣へ、さらに貨幣にたいする所有請求権へと、労働からの乖離をますます拡大する方向に、変化させる。

こうして現代では、少數の巨大株式会社が国民的富の体現者、国民的致富の実現者としてあらわれ、経済的諸活動をリードし、さらには政治、文化、イデオロギーの各領域を含めて、社会生活の全領域で強力な影響力を行使するに至っている。

ところで資本主義経済は生産手段の私的所有制の上になり立っており、したがって資本主義社会を支配するのは、生産手段の所有者すなわち資本家である、と一般にいわれている。生産手段の所有は、生産手段の使用の方法、生産の組織形態、生産物の所有と分配の問題についての決定権をもつからである¹⁾。しかしながら資本主義社会における資本の労働にたいする支配の態容は、生産力の発展にともない、また社会的富の変容にともなって、変化せずにはおかしい。そしてまた、現代における支配の構造の解明をおろそかにして、われわれは現代の資本主義の構造を把握することはできない、と言ってよい。このような課題がひとり経済学の分野からのアプローチだけでなしうるものでないことは自明である。しかしわれわれは、まず現代の支配の問題を解明する手はじめとして、現代の経済社会の基礎的な組織である大会社に視点を向けて、会社支配の問題について、さしあたり若干の問題提起を試みよう。

1) オスカー・ランゲ、政治経済学、竹浪祥一郎訳、合同出版社刊、17~18ページ参照。

1

ところで現代における会社支配をめぐる論議のなかで、肯定的立場をとるにせよ、否定的立場をとるにせよ、きまってその中心に置かれるのは、ほとんど40年もまえに、バーリとミーンズがその労作「近代株式会社と私有財産」(The Modern Corporation and Private Property, New York, 1932) のなかで提起したいわゆる経営者支配についての概念である。バーリとミーンズの理論はあまりにも有名で、現在ではほぼ周知の事柄に属するので、ここではごくかんたんに、そのあらましを紹介しておこう。

バーリとミーンズは、まずアメリカにおける金融業をのぞいた、資産規模の面で最上位200社の巨大会社をえらび、アメリカの富がこれら巨大会社の資産として集中しつつあることを実証し、アメリカ経済はこれらの巨

大企業によって、ますます支配されるようになっている、という現実を指摘する。一方、経済力の巨大会社への集中は、株式所有の広汎な分散をともない、この分散によって、富の性格に本質的な変化が生じた、と主張する。すなわち所有者の財産はかっての現実の物的諸財産に代わって、企業にかんする一連の諸権利と諸期待とを象徴し、そしてその価値が所有者とはまったく関係のない市場の諸力に依存し、その市場を媒介にして流動化することのできる、一枚の紙片にすぎなくなり、所有者は彼らが利害関係をもつ企業およびその物的財産についての支配力を喪失する。こうして株式制度のもとでは、産業用富の所有者が所有権の象徴を手にするにすぎなくなる一方で、かって所有権の不可欠の部分であった権限、責任、富の実体は、支配力をにぎるに至ったべつの集団に移行する、という。産業用富にたいする支配が最小限の所有権益にもとづいて行使することができ、またそうした所有権益がまったくなくても行使しうるというのは、株式会社発展の論理的所産なのであり、所有権と離婚した支配は、株式会社制度の特質的所産である、と結論づける。

ところでここでバーリとミーンズが規定する支配とはなにを指すのだろうか。彼らは、支配を、直接に、あるいはある法律的手段を使って、議決権の過半数をおさえることによって——取締役を選択しうる法的権限行使するか、あるいはその選択を左右しうる圧力を加えるかによって、取締役会（または取締役の過半数）を選出する実際上の権限をもつこと、として把握する。というのは、会社の諸活動にかんする指揮は取締役会をつうじて行なわれるからである。したがって、会社の支配者とは、このような実際的権限をもつ個人あるいは集団ということになる。

と同時に、バーリとミーンズは、株式の所有比率を基準にして、つぎのように株式会社の支配形態を規定する。

- (1) ほとんど完全な所有権による支配（株式の80%以上を所有）
- (2) 過半数持株支配（50%以上80%以下）

- (3) 過半数所有権がなく、法律的手段による支配（ピラミッド型持株会社、無議決株、議決権信託など）
- (4) 少数持株支配（20%以上50%以下）
- (5) 経営者支配（20%以下、ただし5~20%のあいだは少数持株者と経営者の共同支配）

この5つの会社支配の形態は、(3)の法律的手段によるものをべつにすれば、株式分散がすすむにつれて、会社支配に必要な株式保有率が低下する過程の上に位置づけられている。しかしこの過程でしだいに数を増してくる小株主は、会社経営に直接関心をもたず、取締役を選出する株主総会にさりとして、議決権をまったく行使しないか、そうでなければ議決権を委任委員会にまかせてしまうのである。いずれにせよこれらの小株主は支配力を行使しないのだが、一般に支配は委任委員会を選出する人びとの手中ににぎられる傾向にある。しかし委任委員会というのは、現在の経営者によって指命されるのであるから、経営者は自分たちの後継者を、事実上、指名できることになり、こうして経営者は自分の持株の割合がとるにたりないものであっても、自己永有体（self-perpetuating body）となることができる、というのである。バーリとミーンズは、このような状況を経営者支配と名づけたのである。

バーリとミーンズは、上記のように、株式分散によってひきおこされる、株式会社制度のもとでの所有と支配の関係の変容を叙述し、金融業をのぞく資産規模の面で最上位200社のアメリカの巨大会社を、つぎのように区分し、これらの巨大会社のなかでは、すでに経営者支配型の会社が優勢になっていることを、実証的にあきらかにしたのであった。

	会社数にたいする割合	富にたいする割合
経営者支配	44%	58%
法的手段による支配	21%	22%
少数持株支配	23%	14%
過半数持株支配	5%	2%

個　人　所　有	6%	4%
管財人の手中にあるもの	1%	僅小
計	100%	100%

バーリとミーンズが支配形態による会社の区分を行なった基準の時点は1929年であったが、R. J. ラーナーは1963年のデータにもとづき、同じ基準によって、最大200社の区分を行なった²⁰。ただちがうのは、バーリとミーンズにあっては、少数者支配の基準を20%以上、50%以下の持株比率においていたのにたいして、ラーナーはその下限を10%まで引下げたことである。したがって持株比率が10%以下のはあいが経営者支配になる。ラーナーの分析によれば、1963年の時点におけるこれら200社の区分はつきのようになる。

	会社数にたいする割合	富にたいする割合
経営者支配	84.5%	85%
法的手段による支配	4%	3%
少 数 持 株 支 配	9%	11%
過 半 数 持 株 支 配	2.5%	1%
個　人　所　有	0%	0%

この資料によれば、経営者支配型の会社は1929年当時にくらべて、会社数では44%から84.5%とほぼ倍増し、資産額においても、その占有率を58%から85%にまで高め、これにたいして個人所有型の会社は完全に姿を消している。ラーナーによれば、1929年当時、200社のうち個人所有型であった12の会社は、6社が200社のグループから転落し、のこりの6社については、1社が過半数持株支配型に、4社が少数持株支配型に、そして1社ははっきりと経営者支配型に、それぞれ移行したとされる。また1929年当時、法的手段による支配に分類された41社は1963年にはわずか8社に激減した。

またラーナーは、1929年当時には、経営者支配型の会社が最大200社のなかでも、上位に片寄っていたのにくらべて、1963年の時点では、相対的

に資産規模の小さい企業にもゆきわたったことを、会社数および資産額のなかに占める各タイプの割合の相関関係のなかから指摘し、最後に、1929年当時には、「経営者革命」は進行途上であったが、30年後の現在では、少なくともこれら200社のなかでは、この革命は完了したように思われる、と結んでいる。

当然のことではあるが、バーリとミーンズが提起した経営者支配概念とアメリカ企業の支配タイプによる分類の仕方については、さまざまな角度からの批判が行なわれている。これらの批判はきわめて多岐にわたっており、また批判者自身が共通の理論的地盤に立っているわけではないことはいうまでもない。しかしこれらの批判を大別すれば、およそつきのように分類することができるのでないかと考える。ひとつは、バーリとミーンズの分類には多くの誤認があり、彼らは経営者支配を過大評価しているという見解である。アメリカのTNEC (Temporary National Economic Committee 臨時全国経済委員会) が1940年に発表した報告書「金融以外の最大200会社における所有の分布」が、大体において、そのばあいの資料的よりどころとなっている³³⁾。TNECの報告によれば、200社のうちで139社が所有者支配に属しており、バーリらの調査結果とは、所有者支配と経営者支配の割合は逆転する。2番目の批判点は、経営者支配論は会社支配を株式所有との関連でのみ論じており、株式所有以外の諸手段とくに金融的支配を無視している、ということである。この見解は、経営者支配論における支配概念そのものへの批判へと当然すすまざるをえない。

3番目の批判は、株式会社の発展が所有と経営の分離をひきおこすことはいうまでもないが、経営権が奪われるのは小株主であって、大株主については両者は統一を回復しており、経営者は支配的大株主の意向を体して行動し、大株主に従属している、というものである。4番目の批判としてあげられるのは、株式の分散はどこまでも進行するものではけっしてなく、支配的大株主は諸手段を行使して、支配権の防衛に必要な持株比率を

保持するものであるから、株式の分散はある一定のところで進行を停止するという見解である。

われわれは、バーリとミーンズが提起した経営者支配概念とこれにたいする批判的見解を直接に吟味の対象とすることをひとまずおき、資本主義のもとでの所有と支配の関係にかんして、できるだけ理論的に整理を行ない、かつそのなかでこれらの概念と批判を位置づけることによって、問題の解明へとすすみたい、と考える。

- 2) Robert, J. Rarner, *Ownership and Control in the 200 largest Nonfinancial Corporation, 1929 and 1963.* The American Economic Review, Sept. 1966.
- 3) TNEC の報告にかんしては、上林貞治郎、「現代企業における資本・経営・技術」、森山書店刊、第4章にくわしい紹介が行なわれている。参照されたい。

2

ふつう会社支配とか会社における支配関係とか言うばあい、それは資本と労働との関係にかかわる概念なのであり、生産過程における資本家による労働者にたいする支配を意味している。このことはあたりまえといえばきわめてあたりまえのことなのであるが、現在の経営者支配論をめぐる議論のなかにみられる若干の理論的混乱は、この当然の理論的前提とされている事柄にたいする理解のあいまいさに起因しているのではないかと思われる。そこでまず生産過程における資本と労働、資本家と労働者の関係について、あらためて検討してみよう。

資本主義的生産関係とは、いうまでもなく生産手段の私的、排多的所有に立脚した人と人との関係である。ここでは、一方における生産手段と貨幣の所有者と、他方における生産手段をもたず、したがって自己の労働力を生産手段の所有者に売る以外に生活する道のない労働者が相対し、生産という社会的行為を媒介にして、社会的関係をとり結んでいる。そして生産手段の所有者も、労働力の所有者も、それぞれが商品所有者として、自

由の存在であり、社会的には平等の人格を有しているのであって、双方のあいだでの労働力の売買は、他の商品交換と同様に、原理的には等価交換の原則にもとづいて行なわれる。ところで生産手段の所有者が労働力を買入れるということは、1日のある一定時間、労働力の処分権を入手するということであって、生産手段の所有者は生産過程において、一定の生産目的にそって、労働力の売り手を労働させ、労働力を消費する。資本主義的生産過程は、労働力の消費、すなわち労働によって生産手段を消費し、人間の欲望を充足する使用価値をつくりだすことにおいて、それは労働過程であり、またその生産が自分の、ではなくて、他人の欲望を充足するための使用価値、すなわち交換価値をもった使用価値を、同じことだが、商品をつくりだすことにおいては、それは価値形成過程である。しかし生産手段の所有者は、この価値形成過程においては、彼が商品市場で取得した生産手段および労働力の価値総額よりも、高い価値をもった商品をつくりうと欲する。こうしてやや労働力の処分権が生産手段の所有者にゆだねられていることによって、彼は労働力の消費をとおして、労働力の価値以上の価値を生みださせることになる。価値形成過程は、ある一定の点を越えて延長された、価値形成過程として、価値増殖過程となる。資本主義的生産過程とは、このような労働過程と価値増殖過程の統一物である。

ところで資本主義的生産過程における資本と労働の、資本家と労働者の関係は、組織論的には、前者の後者にたいする指揮、監督、媒介としてあらわれる。すでに資本主義的生産は、比較的大規模な分業と協業の上に成りたっているのであるが、本来、指揮、監督、媒介といった機能は分業と協業にもとづく労働にあっては、それ自体、不可欠であり、特殊な労働として分業される。これは他の動物のそれから区別された人間労働がもっている、労働の目的、計画、方法の設定および労働の実現過程の点検、統制といった、その精神労働的内容を、労働の組織化にさいして、特殊的労働として自立化させたものにはかならない。「すべて比較的大規模の、直接

に社会的、または共同的な労働は、多かれ少なかれ一つの指揮を必要とするのであって、この指揮が、個別的諸活動の調和を媒介するのであり、また、独立した諸器官の運動とは区別される、全生産体の運動から生ずる一般的諸機能を遂行するのである⁴⁾。マルクスの軽妙な比喩によれば、個々のヴァイオリン演奏者は、自分自身を指揮するのであるが、オーケストラは、指揮者を必要とする、のである。そして多数の労働者が資本のもとで、協業するようになれば、この指揮、監督、媒介の機能は資本の機能となる。いまや資本の指揮は、労働過程の遂行に不可欠の要件、言いかえれば、ひとつの生産の現実的条件となる。

しかし資本主義的生産過程は、社会的労働過程であると同時に、価値増殖過程である。資本主義生産の推進力となり、規定的・目的となっているのは、できるかぎり大きな資本の自己増殖であり、剩余価値の生産である。このことから労働にたいする指揮という資本の機能は、ひとつの特殊な特徴を受取り、「資本家の指揮は、社会的労働過程の性質から発生し、この過程に属する一特殊機能たるにとどまらず、同時に社会的労働過程の搾取の機能」⁵⁾となる。賃金労働者の「労働の関連は、観念的には資本家の計画として、実践的には資本家の権威として、彼らの行為を、自分の目的に従属させる他人の意志の権力として、彼らに対立する」⁶⁾。こうして資本家の指揮は、社会的労働過程であると同時に、価値増殖過程である、という生産過程の二重性によって、内容からみれば二重的になるのであり、形式的には、専制的なものになる。

生産過程における資本の労働にたいする専制的支配体制は、機械制大工業生産の体制のもとで、最終的な完成をみる。すなわちまだ工場制手工業の段階では、労働者が道具を利用して、労働者のイニシアチブのもとに労働手段の運動がおこったのであり、そのかぎりでは、労働における精神労働的内容が肉体労働的内容とじゅうぶんには分離されていなかったのであるが、機械装置の導入によって、労働者と労働手段の関係は逆転し、労働

における精神労働的内容は資本の機能として吸収されつくし、そして労働者は生きた付属物として機械体系のなかに合体され、こうして労働の資本への服従は、労働の機械にたいする技術的隸属として、現実化されるのである。こうして資本主義のもとでの直接的生産過程においてもつ資本家の権威が、奴隸、農奴などをもってする生産の基礎の上に立つ権威とは本質的に異なるものであることについて、マルクスは指摘すると同時に、さらにつぎのように述べている。「資本主義的生産の基礎の上では、直接生産者の大衆に、彼らの生産の社会的性格が、厳格に規制する権威の形態において、また労働過程の完全な階位制として編成された、社会的な機構の形態において、相対する——もっとも、この権威の担い手には、労働に対立する労働諸条件の人格化としてのみ、権威が属するのであって、以前の生産形態におけるように、政治的または神政的支配者としてではない」⁷⁾。

ところで上述の部分で、われわれとして強調しておかなければならぬのは、資本の所有者の労働者にたいする支配関係において、資本の所有者はたんなる資本の所有者として登場しているのではなくて、すでにみたように、現実の生産過程のなかで、資本所有権の現実的行使者として、生産の指揮者として、機能資本家として労働者に相対しているのだ、ということである。したがって生産過程における資本の労働にたいする支配とは、すぐれて資本機能にかかわる概念であるといえよう。このことが、この段階において、明確なかたちで現象してこないのは、資本所有と資本機能が同一の人物によって代表されており、資本機能が資本所有者による所有権の直接的発動として遂行されるためにはかならない。支配が資本所有の属性である、と一般に言われる所以は、このかぎりにおいてである。

さて資本の内的本性は剩余価値の收取であり、それをとおしての価値としての自己増殖にあるが、資本がその私的性によって、多数の個別資本としてのみ存在するのであるから、資本の内的本性はこれらの個別資本の相互作用をとおしてあらわれてくる。この相互作用こそ、商品交換の場に

おける個別資本間の競争である。資本家は、労働力の買い手として労働市場において、労働力の売り手と相互に自由で、平等の人格を認め合ったのと同じように、資本家は生産物の売買市場においても、相互に自由で、平等の資格のもとに、相対する。しかし資本家と労働者の関係は現実の生産過程にはいるや自由と平等は完全に形骸化して、専制と隸属にとって代わられ、生産の社会的性格は工場内における生産の計画化となって展開されたのにたいして、資本家相互のあいだでは、自由と平等は相互の反発、対立、弱肉強食のたたかいで転化し、生産の社会的性格はここでは市場における無政府的競争として展開される。

資本家はたえず新しい機械を工場に導入して、相対的剩余価値の生産と特別剩余価値の生産に努めるが、このような個別資本家の蓄積衝動は、競争戦を激化させる。競争の最大の武器となるのは商品の低廉化であるが、商品の低廉化は労働の生産性に依存しており、したがって資本の規模に依存する。「競争は各個の資本家に、資本主義的生産様式の内在的諸法則を、外的な強制法則として押しつける。競争は資本家に、彼の資本を維持するために、たえずそれを拡大することを強制し、そして資本家は、ただ累積的蓄積によってのみ、それを拡大しうるのである」⁸²。競争は一般的にあって多くのより小さい資本の没落によって終わり、これらの資本の一部は勝利者の手に移り、一部は消滅する。これは、また資本の個別的独立の廃棄であり、資本家の収奪であり、多数の小資本の少数の大資本への転化である。このような過程は、すでに存在し、機能している資本の分配にかかるものであり、蓄積の絶対的限界によって制限を受けることがない。そしてこのようなものとして、蓄積や集積とは区別された資本の集中が実現する。

このようにして、資本の自己増殖の衝動は競争をとおしてあらわれ、実現されるのであり、また直接的生産過程において労働にたいする専制として展開された資本の支配的本性は、こんどは市場においては大資本による

小資本の圧倒として貫徹する。

ところで競争とならんで、資本の集中のもっとも強力なテコとして作用するのが信用である。貨幣が資本に転化されるという資本主義的生産関係のもとでは、貨幣は一般的等価物としての本来の使用価値のほかに、最初の価値を保持した上に、なお一定の剩余価値、平均利潤を生む、という追加的な使用価値を有するようになる。この追加的な使用価値は譲渡の対象となり、この属性によって、貨幣は商品に、同じことだが、資本は資本として商品になる。貨幣の所有者はその充用者が取得した利潤のなかから、一定部分を利子として受取り、こうして利子うみ資本の範疇が確立する。社会に存在する遊休貨幣資本の現実資本への転化は、個々の資本家が競争に促進されて、集積を上回るところの資本の蓄積を行なおうとするところからおこる。ところで社会の遊休貨幣資本は、本源的には資本の循環にともなって、一時的に再生産過程から遊離してくる貨幣部分なのであるが、これが利子うみ資本として充用されるためには、社会的遊休貨幣資本の一定の蓄積を待たなければならない。すなわち再生産過程からの一時的遊休貨幣のみならず、まだ消費に向けられていない所得部分に加えて、競争のなかでもはやそれ自体としては機能資本として存続しえなくなった部分が貨幣資本に逆戻りして、流入してこなければならない。こうして信用（ここでは資本信用）は競争を前提としており、信用は競争を促進することになり、このような相互の作用のうちに、両者は資本の集中の横柵としての役割をはたすことになる。

しかし利子うみ資本の成立とその運動は、資本の存在様式に、2つの側面において、質的な変革をしいることになった。ひとつは資本の社会的結合を生みだした、ということである。資本はその私的性格によって、その属性として個別性、分散性を特徴としているが、資本の社会的結合は、その私的性格を保持したまま、個別性、分散性を否定せねばならなくなつたのである。資本の結合とともに、もうひとつの側面をなすのは、資本の

所有と資本機能の分離である。利子うみ資本の確立前においては、すでにのべたように、生産手段と貨幣の所有者は労働力を購入し、みずから生産過程において、労働の指揮、監督を行ない、すなわち資本の機能をつかさり、剩余価値を取収したのであるが、利子うみ資本が確立すると、貨幣所有者は自分の貨幣を利子うみ資本として第三者に譲渡し、第三者がそれを資本として機能させることが可能となる。こうしてもともと資本の所有権の属性である機能が外化され、資本所有と資本機能が分離し、それぞれがべつの人格によってになわれるようになるのである。かくて機能資本家は資本の機能によって生みだした総利潤のなかから資本所有の果実として資本所有者に一定の利子を払い、のこりを資本機能の専有果実として企業者利得の名で自分のふところにおさめる。ところでマルクスがこの利潤の利子と企業者利得への分割を説明するにあたって興味ぶかいのは、彼が、機能資本家を資本の非所有者として想定し、資本の所有を、彼にたいして貸し手である貨幣資本家によって代表させていることである。このことは利潤の両者への分割を説明するばあいの便宜として、極端な抽象を行なったといえなくもないが、しかしそれだけではなくて、マルクス自身、資本の所有と機能の分離が現実に進行していったばあいに到達する窮屈的なすがたを、このようななかたちで想定していたのではないか、と考える。たとえばマルクスはこう言っている。「資本主義的生産そのものによって、指揮の労働は、全く資本所有から分離されて、街頭を走り廻るに至らしめられた。したがって、この指揮労働が資本家によって行なわれることは、無用となつた。音楽指揮者が、オーケストラの楽器の所有者である必要は少しもないし、他の楽士たちの“賃金”になんらかのかかわりをもつことが、指揮者としての彼の機能に属するわけでもない」⁹³。また、「一般に、株式企業——信用制度とともに発展した——は、機能としての管理労働を、自己資本のあれ借入資本のあれ、資本の所有からますます分離する傾向がある。それは、ブルジョア社会の発展とともに、裁判や行政の諸機能

が、封建時代にこれらの機能を属性としていた土地所有から、分離されるのと、全く同様である」¹⁰²。

では、「資本主義生産そのものによって」、資本の所有と資本の機能は、なにゆえますます分離していくのだろうか。この点については、所有と機能の両面から考える必要がある。所有の面からみれば、まず生産過程からの一時的遊休貨幣、各階級の所得のなかの遊休部分、機能をやめた産業資本で貨幣形態に転化した部分が増大、かつ技術的装備の高度化とともに機能資本の最低単位量が増大することによって、個別的貨幣所有者がみずから機能資本家として自立することができます困難となり、利子うみ資本としての充用を求める量がますます増加してくる、という事情があげられる。一方、資本機能の面からみればどうか。

資本の所有と資本の機能が分離するもっとも単純な契機は、機能資本家でもあった所有資本家が死亡その他の理由によってその座からおりなければならぬようなばあいである。事業財産は親族に相続されるが、その親族のなかに機能資本家として事業をおこなうのにふさわしい後継者がいないときには、親族以外に適当な機能資本家を求めなければならない。これはわれわれが日常よく見聞するところである。このことは、企業がゴーイング・コンサーントとしての永続的性格を、一方ではつよめつつあるのにたいして、他方では人間の生命は有限であり、この両者の矛盾が所有資本家と機能資本家の人格的分離というかたちで解決されるわけである。しかし生産が大規模になり、技術的にも高度化して、生産の指揮、監督それ自体も高度に専門化されざるをえなくなってくると、人間の自然的条件からくる両者のそのような分離の必要性ははるか後景におしやらされてしまい、資本機能を、高度の専門的知識と豊富な経験をもつ専門的職業家にゆだねざるをえない、といった状況が恒常的、一般的になってくるのである。これはちょうど商業信用が、単純商品生産のばあいには、原料か最終製品にいたる縦の分業のなかで、生産の季節性からくる支払の時期と

購入の時期のずれから発生してくるのにたいして、生産力の発展した資本主義的商品生産の段階にはいると、そのような自然的条件にもとづく必要性が背後におしやられ、商業信用の必要性がむしろ生産の継続性と流通期間中の追加運動資金の節約から生ずるようになるという事情によく似ている。

競争と信用は、このようにしてたえず個別資本の外見的独立性と自立的 existence を止揚しながら、資本の社会的結合=資本の集中を実現し、資本の新たな形態をつくりだすわけであるが、この新たな形態は、同時にその内部においては、もともと相互に規定しあい、統一物として、資本を資本たらしめているふたつの内的契機である所有と機能を分離させることになった。このような一方における資本の統合と、他方における資本所有と資本機能の分離は、生産の社会化の進展に即応するための、資本の私的性のワク内でのみずからの止揚であり、こうした自己変容によってのみ、資本主義の生産力は一段と発展することが可能となる。

では、資本の自己変容の過程で、所有資本家と機能資本家は、相互にどのような関係に立つのだろうか。機能資本家は、再生産過程において、貨幣資本家の資本を代表しており、またその代表者であることによってのみ、労働を搾取する機能を遂行することができるが、他方、貨幣資本家も、また機能資本家に代表されたものとして、はじめて労働の搾取に参加することができる。所有資本家と機能資本家は、このように生産過程における剩余価値の収取を基軸にして、相互依存の関係にある。そして有能な機能資本家が輩出し、生産過程に君臨することができるようになり、そのようなもとでの相互依存の関係が深まることによって、資本主義はいっそう強固なものとなることができる。マルクスは、ちょうど中世のカトリック教会が身分や素性や財産を問題にしないで、人民のなかの最良の頭脳でその教階制を形成したという事情をたとえにしながら、つぎのように述べている。「財産はないが、精力、堅実性、能力、事業知識をそな

えた一人物が、かようにして（信用をあたえられて——筆者）一個の資本家に転化されうる……という事情、それは、既存の個々の資本家にたいしては、たえず一連の好ましからぬ新たな射撃騎士を戦場に連れだすとはいへ、資本自体の支配を強固にし、この支配の基礎を拡張し、またこの支配に、社会的下層から、つねに新たな諸力をもって補充されることを許すのである。……被支配階級のもっともすぐれた人物を探り入れる能力が、支配階級にあればあるほど、その支配は、ますます強固でますます危険である」¹¹⁾。

と同時に、われわれとして、ここで留意しなければならない点は、機能資本家が所有資本家の資本の代表者としてのみ、みずからの機能を遂行しうる、ということから、機能資本家は所有資本家の支配下にあり、所有資本家に従属しているのだ、と短兵急な結論を下すべきではない、ということである。所有資本家の資本を代表するということと、所有資本家に従属しているということは、けっして同義語ではない。所有資本家から貨幣を譲渡された機能資本家は、貨幣を占有するものとして、貨幣の処分権を取得し、貨幣を資本に転化する。一方、貨幣を機能資本家に譲渡した所有資本家は、債権者に転化する¹²⁾。「信用は、個々の資本家または資本家とみなされる者に、他人の資本および他人の所有にたいする、したがって、また他人の労働にたいする、一定の限界内で絶対的な支配力を与える。自己の資本ではなく、社会的な資本にたいする支配力は、彼に社会的労働にたいする支配力を与える」¹³⁾。マルクスが、ここで「資本家とみなされる者」といっているのは自己の資本を所有しない機能資本家を指す、と考えてよい。また「一定の限界内で」と条件づけているのは、貨幣貸借にともなう契約条件の履行要求によって、機能資本家がそのかぎりで拘束されることを指すものと思われる。機能資本家が、「他人の資本および他人の所有にたいする」絶対的な支配権をもち、社会的な資本にたいする支配力をもてばこそ他人の労働にたいする、あるいは社会的労働にたいする支配

力をもつわけであるが、このことのもつ意味を見落とすと、機能資本家の所有資本家にたいする単純な従属論が頭をもたげてこざるをえなくなる。

- 4), 5), 6) マルクス、資本論、向坂逸郎訳、第1巻、428ページ。
- 7) 同上、第3巻、1100ページ。
- 8) 同上、第1巻、742～743ページ。
- 9) 同上、第3巻、482ページ。
- 10) 同上、483～484ページ。
- 11) 同上、756ページ。
- 12) 貨幣は抽象的な価値形態であるから、貨幣を理由のいかんを問わず占有する者が法律上は所有者になる。したがって貨幣の借り手である機能資本家は貨幣の所有者となり、貨幣の貸し手は債権者となる。このことについての説明は、末川博、所有権・契約その他の研究、岩波書店刊、43ページ、および富山康吉、現代資本主義と法の理論、法律文化社刊、139ページ参照のこと。
- 13) マルクス、資本論、第3巻、553ページ。

3

資本主義のもとでのもっともかんたんで、歴史的にももっとも古い企業形態は個人企業であり、このばあいの資本の蓄積は資本に転化されるべき剰余価値量によって制限される。しかし競争に促進されて、資本はそのような制限をこえて蓄積をはかろうとする。こうした資本の要求にこたえて登場したのが貸幣資本の貸付けという資本信用であり、もっとも単純な形態での資本の結合であった。しかし生産力の発展にともない、生産資本のなかに占める固定的不变資本の比重が高くなり、生産の継続性と計画性がつよく要求されるようになってくると、もっと強固な資本結合の形式が必要になる。このような歴史的課題にこたえるべく案出されたのが、個別資本家の直接的結合による株式会社制度である。

このような株式会社は個人企業とはことなる制度上の多くの特徴をそなえることになった¹⁴⁾。まず資本主義的生産様式は商品生産と商品交換に立脚しているが、交換にさいしての商品所有者である契約主体は、本来個人

であり、また单一でなければならないから、複数の個別資本家がたんに結合しているだけでは、契約の主体になることができず、これらの資本家とは別個に単一の人格を設定する必要が生じる。この必要は商品交換が商業信用にささえられ、かつ資本信用が登場して、交換当事者が債権・債務の関係の上に立つようになると、いっそう現実的になる。こうして法技術の上で自然人に擬制して、会社に法人格を付与することになった。これにともなって、生産資本は会社財産として、会社の所有になるものとみなされ、一方、拠出資本の所有者は会社財産にたいする財産権を表示する株式の所有者となり、資本所有の二重構造的外観がつくりだされる。また、資本の社会的結合ができるかぎり大規模に、かつ強固に行なうために、資本所有者＝株主の有限責任化を実現した。有限責任化の実現は、会社法人格の付与および会社財産の自立化とうらはらの関係にあることは言うまでもない。

ところで、こんどは会社法人格および会社財産の確立にともない、会社内部の機構面では、所有資本家と機能資本家のそれぞれの他位と役割が明確に確立するようになる。すなわち所有資本家＝株主によって構成され、所有権にもとづいて会社の最高の意志決定を行なう株主総会と、機能資本家＝取締役（経営者）によって構成され、会社財産を管理・支配し、資本機能にかかわる意志決定を行なう取締役会が設けられ、かつ株主であればその資格において取締役になれるとか、また取締役は株主でなければならぬ、といった両者のあいだの直接の拘束関係はなくなる。資本所有と資本機能の分離は、形態としては、株式会社制度によって、最終的に確立したと言ってよい。株主総会が会社の最高機関である以上、取締役会が株主総会の意志に服従しなければならないことは当然であり、そして取締役会にたいする株主総会の意志の貫徹は、具体的には、株主総会のもつ取締役任免権の発動をとおして行なわれることになる。バーリとミーンズが会社支配の基軸を、この点に置いたことは、株式会社の制度的側面からは当然

の事柄と言える。

しかし株式会社制度のもとで、決定的に重要なのは、株主総会における意志決定の方法である。すなわちここでは意志決定にさいして、多数決方式がとられているが、それは頭数による多数決ではなくて、株数による多数決であり、一見そこには資本主義社会のひとつの政治理念である民主主義にもとづく多数決原理を、形態としては導入しながら、頭数を株数にすりかえることによって、多額の資本拠出者の専制が可能となるような擬制がなされているのである。「これはもはやいかなる意味においても多数決制ではない。これは市場においては、大資本は小資本を圧倒するという競争の原理が生産＝流通にさきだつ市場の外の株主総会において、すでに結果を予想して、別の形で貫徹しているにすぎない」¹⁵⁾。

株式会社制度で、最後に重要なのは、会社資本にたいする出資を表示する株式が、株券に化体され、流動化の道が講じられている、ということである。会社財産の自立化、所有資本家の株式所有者への転化によって、所有資本家はもはや現実資本にたいする処分権を失うに至る。しかし、資本回収の方法がなく、したがって資本を社会的に結合するといつても実際上は不可能であり、現実資本の処分にかわる別の資本回収の方法をみつけださなければならない。それが株式の転売による流動化である。もっとも貸付資本家のはあいには、契約によって所有資本家が一定期間後、責任をもって返還しなければならないのにたいして、株式の転売にあたっては、株式所有者は市場でみずから資金の肩代わり先をさがさなければならない。したがってこのような株式の流動化は、それだけ貨幣資本の所有者にとっては不利になっているのである。それにもかかわらず、このようなことが可能になるのは、生産資本＝会社の側での資金の長期固定化の要求がつよいということと同時に、他方では、貸付資本としての必要充用量をこえる貨幣資本の蓄積が形成され、機能資本家と所有資本家のあいだの貨幣資本の需給面での力関係が前者に有利になっているからにほかならない。

さて会社にたいする出資を表示する株式が株券に化体されて売買されるようになると、売買されるということから株式が商品となる。しかし株式は出資証書であるといつても、現実資本にたいする処分権は現実に喪失しており、たんなる剩余価値名義（利潤＝配当請求権）に変質してしまっている。ところで利子生み資本の運動が成立しているもとでは、定期的に一定の不労所得が取得され、かつその所得請求権が譲渡しうるばあいには、その背後に不労所得額を利子率で除した商の額にあたる資本があると觀念され、かくて擬制資本の範疇が確立するが、株式もまた擬制資本の運動法則に規定されて、運動することになる。資本の直接的生産過程からの疎外はすでに貸付資本において高度に進展したが、擬制資本の段階になると、この疎外は極限にまで達する。すなわち、貨幣資本としての貸付資本は直接には現実資本の転化された形態であって、現実資本の存在とその運動との双方を反映しているが、擬制資本はもはや現実資本の転化された形態ではなく、たんに現実資本の運動を反映するにすぎない。また貸付資本のばあいには、利子が貸付資本の果実としてあらわれるのに、擬制資本のばあいには、擬制資本そのものが利子の果実としてあらわれる¹⁶⁾。株式会社は、このような直接的生産過程から最高度に疎外された擬制資本の運動に依拠して、大規模な資本の集中、生産手段の集中を実現する社会的機構である。

では株式会社のもとでの所有資本家相互の関係は、集積を上回る資本の蓄積要求が資本集中のかたちで貫徹する過程で、どのように変容し、その変容にともなって、所有資本家と機能資本家との相互関係は、またどのように進化するのか。ほかならぬバーリとミーンズはまさにこのような課題を「近代株式会社と私有財産制度」のなかで設定し、彼らなりの回答をえたのであった。

さて株式会社における資本の集中は、現実には株式の分散、いわゆる支配的大株主の持株比率の低下という現象を随伴する。株式会社の株主から

の追加資本の動員＝増資（新株にたいする払込み）が在来の株主割当というかたちで行なわれるばあい、原理的にいえば、株主は会社から受取った配当金の累積額をその払込みに充当する。これは剩余価値が資本に転化する過程の現実的なすがたである、と言えよう。しかし集積を上回る蓄積を資本の集中によって実現する、というのが株式会社本来のたてまえであるから、増資払込み額が配当金の累積額を上回る、という事態が、理論的にはむしろ株式会社の常態として措定することができる¹⁷⁾。ところでこのような状況のもとで、配当金累積額を上回る増資払込みを調達する道は、親株の一定部分の売却である。売却は多くの株主を新たにつくりだすかたちで行なわれ、こうして在来の株主、とくに支配的大株主の持株比率の低下と株式の分散が進行する。もっとも増資が株主割当によって行なわれるというのは、資金調達という観点からみたばあいには、個人企業の段階で明確なかたちをとって進行した剩余価値の資本への直接的転化の過程を、そのまま株式会社のなかに取込んだものにほかならない。在来の株主とくに支配的大株主の持株比率の低下および株式分散という事態は、資本の新たな高度の蓄積要求が、過去の蓄積に依拠した資本機能の成果とのあいだに矛盾を生みだし、それを所有の面にしわよせすることによって解決したばあいに、ひきおこされた、所有関係の新たな事態である。株式会社の増資が、資本集中の機構としての本来の株式会社たるにふさわしく、公寡というかたちで行なわれたばあいには、在来の株主とくに支配的大株主の持株比率がより直接的に低下することは、あらためて説明する必要もない。

強蓄積の要求が資本の社会的動員とそれにともなう株式の分散をひきおこす状況を、戦後の日本の株式分布状況によって、本来の所有主体である個人株主のばあいについてみておこう。あとで考察するように、現代の株式会社における株主は個人株主と法人株主からなっているが、ここでは株式所有の構造を考察するばあいの論理的順序にしたがって、まず個人株主の株式保有状況をみるわけである。第1表がその状況を時系列的にみたも

第1表 個人の株式保有状況

	株主数	株式数	1人当たり持株数
昭和20年度	1,673,828人	235,427千株	141株
25	4,512,671	1,581,827	351
30	8,428,367	5,934,401	704
35	11,725,043	16,022,852	1,367
40	16,038,530	33,658,184	2,099
42	15,104,684	34,800,608	2,304
40/20	9.02倍	147.82倍	16.34倍

大蔵省「株式分布状況調査」(ただし42年度は全国証券取引所調べ)

のであるが、この表からわかるように、昭和20年度末に延べ株主数は約167万人余であったのが、20年後の昭和40年度末には1,603万人余とざっと9倍にふえ、その保有株式数はその期間中に2億3,542万株余から348億60万株余に、すなわち147倍強と飛躍的な増加ぶりをみせている。また1人当たりの平均持株数も141株から2,304株にふえた。このとはつきのような意味をもっている。すなわち、個人の株式所有分を対象としてみたばあい、株式会社の発行株数はこの20年間に、147倍強に達したが、もし所有のない手である株主数が一定のまま推移したとすれば、1人当たりの持株数も当然、147倍強に増加しているはずである。しかしそのような会社側の強蓄積の要求に、株主としては応ずることができず、1人当たりの持株数の増加を16倍あまりにとどめなければならず、株主数を9倍にふやすことによって、この強蓄積の要求にこたえなければならなかつた、ということである¹⁹⁾。

株式分散の過程で発生する所有資本家のなかでの新たな事態は、株主の、会社支配に関与する支配的大株主と配当取得あるいは株式の値上がりにのみ関心をもつ、いわゆるレントナー株主への分化である。株式の分散はこうしたレントナー株主を多数出現させる。ところでこれらの株主は会社支配ということにはもともと関心もなければ、会社経営に興味をもつと

いっても、それは配当額あるいは株価の動向とのかかわりにおいて、 そののであって、自然と株主に固有の権利である株主総会における議決権の行使には消極的で、総会にはほとんど出席せず、また議決権も会社に委任するのが通例である。かりにレントナー株主が自分の要求を議決権の行使によって実現しようとしても、彼らの要求はまちまちであり、分散しており、単一の意志と行動を実現することが实际上、困難である。このような状況のもとでは、原理的に、会社支配のためには50%をこえる株式を所有することが不可欠であるとはいっても、現実には、その比率は50%に達しなくとも、その目的を達成することが可能となってくる。こうして少数持株支配という会社支配の状況が現出する。そして株式分散がすすめばすすむほど会社支配に必要な持株比率は低下する。このことは同時に支配的大株主にすれば、株式分散がすすむにつれて、支配に必要な資本の節約が可能になることをも意味する。

このことは事実であり、バーリとミーンズの理論にたいして、賛否どちらの立場をとるにせよ、多くの論者によって承認されていると言えよう。ところで三戸公氏は、株式の分散がどこまでも進行するものであれば、所有者支配＝少数支配は経営者支配に転化するであろうが、支配的大株主は支配の座を維持するために、株式の分散と自己の持株比率の低下を一定の限度内にとどめようと努力する、とされる。そして株式がどこまでも分散しつづけるものか、あるいはある限度で分散を停止するものか、これこそが経営者支配の成否をかけるきめてとされる。株式の分散はもともと企業の大規模化に必要な資本を株式発行で調達することから生ずるが、資本の調達は株式以外でも行なわれるし、株式の分散をともなわない株式による資本調達も存在するのであり、どのような資本の調達方法を採用するかは、支配者によって決定せられる事項である、と¹⁹⁾。

しかしここで疑問に思われるのは、所有と支配にかかわる問題の本質は、株式の分散がどこまで進行すれば、経営者支配が成立するのか、しな

いのかということにあるのだろうか、ということである。もっともこの点こそは本来、バーリとミーンズにたいして投げかけられるべきものではあるが。われわれがこの問題を考えるうえで理論的なよりどころとしなければならないのは、資本所有と資本機能の分離というマルクスの命題およびその命題との関連した「社会的な資本にたいする支配力は、社会的労働にたいする支配力を与える」というマルクスの規定である。われわれはここをよりどころにして、あらためて資本所有と資本機能の分離が、株式会社の段階で、その人格的表現である所有資本家＝株主と機能資本家＝経営者との対応関係をどのように規定するのかを検討する必要がある。

すでに述べたように、株式会社にあっては、本来、所有資本家である株主は質的に区別されるふたつのグループ、すなわち支配的大株主といわゆるレントナー株主に分裂している。原理的にいえば、株式会社は、所有資本家＝支配的大株主が、他人の資本を会社の自己資本に擬制することによって、動員をはかり、社会的資本を支配する社会的機構である。そしてこのかぎりでは、この支配的大株主はみずから機能資本家として会社経営にもあたる。ここには、資本所有と資本機能の分離という状況がはっきりと現出している。しかし株式会社の段階における資本所有と資本機能の分離はたんにこれだけにとどまるものではない。というのは両者の分離はたんにレントナー株主だけに生ずるのではなくて、支配的大株主といわれるグループについてもいえるはずであるからである。支配的大株主とても、みずから高度の知識と経験にもとづいた特別の経営能力を欠くばあいには、そのような能力をそなえた専門的職業家に、やはり経営を託さなければならぬ。このような意味では、株式会社のばあいには、資本所有と資本機能の分離は2段階にわたっておこなわれている、と言うことができる。

ここで問題になるのが、支配的大株主と経営者の関係であろう。そして一般には、支配的大株主は取締役の任免権をにぎっているのであるから、経営者はしょせん支配的大株主に従属しているのだ、という常識論的考え方

がわりあいかんたんに受け入れられてしまう。

しかしあれわれにとってもっと必要なことは、支配的大株主と経営者との相互関係をそれ自体として論ずることにあるのではなくて、そのような資本内部の関係を、資本と労働との関係とのかかわりにおいて、論ずるという原則的な視点をあらためて確認することであろう。このような視点に立ってみたばあい、まずわれわれが指摘しなければならないのは、現代においては、資本所有と資本機能の分離の進行によって、膨大な量の「社会的な資本にたいする支配力」をもつにいたった機能資本家群が、1個の強力な社会的階層を形成し、労働者階級と直接的に対照し、「社会的な労働にたいする支配力」を行使しているという現実である。さらに現代では、マルクスが極端な抽象として措定した、財産はないが、職業的専門家として特別の経営能力をもち、かくして所有を代表し、他人の資本を支配する機能資本家＝経営者を再生産する社会的機構が確立している。まさに最高の教育機関がこのような機能資本家＝経営者たるにふさわしい資質を潜在的、基礎的にそなえた人材を大量かつ不斷に、会社に供給すべく機能させられている。これらの人材は、会社内でのさまざまな職務を遂行する過程で、豊富な経験をたくわえ、実践的理論を修得していくのであり、そして彼ら相互のあいだで展開されるはげしい競争をとおして、彼ら自身ふるいにかけられ、生きのこった者が機能資本家＝経営者に昇化してくる。こうした機能資本家＝経営者再生産の社会的機構の存在と機能をぬきにして、現代の資本主義の搾取の機構を考えることは不可能である。

東洋経済「統計月報」(1969年8月号)は「大企業1,500社の株式支配者はだれか」という興味ぶかい調査を掲載している。筆者が、この調査資料をベースに、東京証券取引所第1部上場会社について集計した結果では、第1部上場会社681社のうち、個人ないしはそのグループが最大の持株比率を有している会社は165社で全会社の24.2%にしかすぎず、使用総資本額の占有率はさらに低下して11.4%でしかなかった。もっともこれらの会

社はこれら個人ないしそのグループのメンバーが大体においてみずから機能資本家=経営者として経営活動を指揮しており、所有資本家と機能資本家が人格的に未分離の会社である、と考えてよい。しかしこのことは逆に言えば、東京証券取引所第1部上場会社681社のうち、その75.8%を占める516社はすでに所有資本家と機能資本家とが人格的に分離しており、これらの会社が使用総資本総額39兆4,677億円の88.6%という圧倒的部分を占有している、ということを意味している。第2表をみてもわかるよう

第2表 個人・同族支配的会社の業種別状況

業種 (社数)	社数	総資本 占有率 %	業種 (社数)	社数	総資本 占有率 %
水産(6)	1	42.8	電機(54)	18	23.8
鉱業(14)	1	3.1	輸送用機器(38)	6	5.9
建設(38)	22	72.5	精密機器(14)	6	41.0
食料品(44)	17	26.4	その他製造業(13)	1	5.2
織維(42)	7	5.8	商業(50)	17	5.8
パルプ・紙(21)	4	18.7	不動産(9)	0	0
化学(90)	15	11.8	陸運(26)	4	3.4
石油・石炭製品(8)	0	0	海運(16)	0	0
ゴム(8)	6	63.8	倉庫(8)	2	10.5
ガラス・土石(27)	3	2.7	通信(3)	0	0
鉄鋼(39)	5	2.6	電気・ガス(14)	0	0
非鉄(20)	3	5.6	サービス(16)	9	54.6
金属製品(11)	5	60.9			
機械(52)	13	15.3	計(681)	165	11.4

- 注 1. 個人・同族的性格の判断は東洋経済統計月報1969年8月号「全上場会社の有力株主とその支配比率」にもとづいて行なった。使用総資本は東洋経済会社四季報の記載数字による。
2. 対象会社は東京証券取引所第1部上場会社（金融機関をのぞく）。
3. 対象時点は昭和43年10月～44年3月に到来した決算期末（年1回決算会社は43年4月～44年3月）現在。
4. ここで個人・同族支配的というのは、個人あるいはそのグループの持株比率が最大であり、経営に強力な発言権をもっている、という意味である。なお最大持株比率をもつ株主が法人株主であっても、その法人が個人・同族による所有の変形とみられるばあいには、この対象会社に含めた。

に、上記のような意味での個人・同族支配的会社が比較的多く存在するの

は、建設、ゴム、金属製品、サービス、精密機器といったような産業部門のなかでは、重要度のそれほど高くない、使用総資額の面でも小規模な業種に限定されていることがわかる。

しかし一方、第2表の業種区分のなかで、使用総資本額の占有率がもっとも大きい、上位5業種、195社（商業、輸送用機器、鉄鋼、電気・ガス、電機。第1部全上場会社にたいする占有比率は会社数で28.6%，使用総資本額では56.2%）についてみると、そのなかに占める個人・同族支配的会社の比重は、会社数でこそ23.6%と全業種でみたばあいと大体同じだが、使用総資本額では6.9%と激減する。産業部門のなかで巨大な比重をもち、かつ商業をのぞけばいずれも基幹産業に属するこれらの部門では、個人の所有資本家と機能資本家がほぼ完全に分離されている、といった状況が戦後の日本ではすでに現出しているのである。これが現代の資本主義のもとでのありのままのすがたである。

もっとも所有資本家から人格的に分離した機能資本家が経営者という強固な社会的階層を形成し、資本家階級の主導的役割をになって労働者階級に相対しているからといって、資本家階級内部の所有資本家と機能資本家の関係を無視してよい、といっているわけではない。たしかに、支配的大株主は取締役の任免権を手中におさめることによって、形式的には、経営者は支配的大株主に従属しており、経営者はたえず支配的大株主の意向を体して行動しなければならない、と言えなくもない。経営者が資本の機能をじゅうぶんに遂行しえず、所有資本家にいちじるしい損失をあたえたようなばあいに、彼が経営者の座から追放されることは必定であろう。しかしそのAという経営者が追放されたあとに登場するのはBという新たな経営者であって、いずれにせよそれはより有能な経営に経営をゆだねる方向に事態は進行していることを物語るものにはかならない。

当然のことではあるが、株主の基本的利害は、株式によって表示される財産権の防衛、利潤の分配および株価によって規定される財産評価額の増

大にかかっている。このことは支配的大株主であろうとレントナー株主であろうと基本的にことなることはない。しかしこれらの事柄は会社の発展と不可分であり、有能な経営者に経営をゆだねることによって、はじめてなしうる。ところでその有能な経営者は、自分の職務として、所有資本家＝支配的大株主の個別利害とは明確に区別された会社それ自体の利益の追求に全力をあげることになるであろう。三戸公氏がパーロの指摘を引用して、強調されるように、支配的大株主が、支配の座にあることによって、獲得される利得がきわめて多岐にわたり、かつ莫大であることは、否定しがたい事実であろう²¹⁾。しかしパーロが指摘している支配的大株主の追加的利得の方法とても、支配的大株主がそれを恣意的に追求しようとして、それが会社の基本的利害にかかわってくるときには、有能な経営者はそれを拒否するであろう。支配的大株主が取締役の任免権をにぎっているのだとはいっても任免にあたっては恣意は許されない。もし支配的大株主が個別的利害からのみ出発して、無能力な経営者を選出したとしよう。たちどころに会社の活動は停滞し、利潤は減少するだろう。株価は下落し、株価によって評価される彼の財産額は減価することになって、結局、損失が自分にふりかかってくるだけのことである。

以上のような事態は、同時に所有資本家が資本の保全と資本の価値増殖をはかるためには、ますます機能資本家に依存しなければならなくなっている、ということをしめしている。

このような所有資本家の機能資本家への依存のつよまりは、すでによく知られているように、株式会社制度の内部では株主総会の権限の縮小と取締役会の権限の増大という一連のすう勢としても反映している。このような変化は、生産力の発展と市場競争の激化にともない、資本機能の遂行が技術的により高度化し、かつより複雑化しつつあること、およびそれにもかかわらずそのような状況のもとで、以前にもましてより迅速な経営上の意志決定を必要とするにいたる、という事情からくるものにはかならぬ

い。株主が支配的大株主とレントナー株主に分裂し、かつ資本間競争の現実を制度的に会社内部に取込み、持株多数決方式によって支配的大株主の実質的支配体制をつくったかぎりでは、資本の専制はそれでもまだ民主主義の外被はとりつくろっていたが、取締役会が株主総会の権限を侵蝕しはじめたということは、形式的なものにすぎない民主主義制度そのものを否定しなければならないところまで資本の専制が進行していることを、しめしている。これはブルジョア民主主義国家において、議会が形骸化し、議会の運営がたんなる儀式と墮す一方で、行政機関の権限が異常に強化される状況と一脈相通するものをもっている。

バーリとミーンズの「近代株式会社と私有財産制度」が、経営者が強固な社会的階層を形成し、資本家階級の内部で主導的役割をはたすと、同時に、資本の所有者が寄性的性格をつよめるにいたっている現代の資本主義の現実のすがたを鮮明に画きただしている点は、積極的に評価されなければならない。ただ彼等は経営者の資本所有者にたいする優位性を証明するに、株式の分散の結果、取締役任免権を経営者みずからが手中におさめることによってつくりだされる経営者支配という概念を構築しなければならなかった。かりに経営者支配という概念をそのまま使用するにしろ、その用語が本来もっているはずの内容は、たんに大株主の持株比率が一定の水準以下に低下したときに、はじめて形成されるようなものではけっしてないはずである。なおこのことについては、あとで再度触れることにしよう。残念なことだが、三戸公氏だけではなく、バーリとミーンズにたいする批判的論者の多くは、経営者概念を批判するばあいに、無意識のうちに、バーリとミーンズがその概念を構築するのに用いた論理的手法をそのまま容認されてしまい、その土俵のなかで相撲をとる結果になってしまったようである。

なお三戸公氏が指摘されるように、支配的大株主が自己の支配の座を確保するために、あらゆる手段をとろうと努めることは事実であろう。しか

し資本調達手段を選択する決定権を支配的大株主がにぎっているとはいっても、その決定は客観的な諸条件、すなわち金融市場での資金需給の動向、企業の資本構成の現状、証券市場の動向等々に制約されているはずである。配当額を上回る増資が行なわれるような強蓄積の状況のもとでは、個人株主とくに大株主の持株比率が低下するのは、論理的にもただしいし、そのような強蓄積が長期にわたってつづいた戦後の日本では、事実としてもそうであった。もちろん計算上は増資額と配当額の差額を他の所得源泉から補填すれば持株比率の低下は防止することができようが、すでに機能から疎外された株主は大株主とても、一般的にはその資金を他の銘柄の購入に向けて、財産保全のための分散投資を行なうだろう。かくてこのような強蓄積にそくして持株比率を保持すべく増資の資金負担に耐えられるのは法人の支配株主ということになるが——個人の支配的大株主と法人のそれとは理論的には区別して考えるべきであろう——、そのばあいには支配構造は、あとに考察するように、個人大株主を中心とした支配構造とは質的に相異した発展段階にあるものとみなければならない。

- 14) いうまでもなく個人企業と株式会社とのあいだには、合名会社、合資会社という中間形態が存在している。同じ会社形態のなかでの株式会社に至る過程は、個別的所有資本家の資本結合度のつよまる過程に見合ったものであり、また資本結合度の強化とともになう社員権の変化を内包している。たとえば合名会社では出資者が同時に経営者であり、無限責任を負っている。この点は個人企業と変わるところはない。人的会社と言われるゆえんである。また株式会社の議決が株数多数決主義をとっているのにたいして合名会社の議決は出資額や持分とは関係なく、頭数主義をとっている。合資会社になると、社員は無限責任社員と有限責任社員に分かれる。そして会社の業務執行とその代表は無限責任社員が担当し、有限責任社員はこれに関与しない。所有と機能の分離が社員内での無限責任制と有限責任制への分裂と併行して発生していく。議決においても有限責任社員の頭数多数決主義がまだとられている。近代株式会社制度の確立は、株式会社それ自体の制度的発展の過程と、これら企業形態の発展のなかでの株式会社に至る制度的発展の過程とを、統一的に把握しなければならない。
- 15) 川合一郎「株式会社と信用制度」、バンキング、1966年9月号、35ページ。

- 16) トラハテンベルグ「現代の信用および信用組織」川崎巳三郎訳、叢文閣刊、122ページ参照。
- 18) 戦後の日本における株式会社の有償増資額と配当額との比率を、東京証券取引所上場会社についてみるとつきのとおりである。

年 次	26	27	28	29	30	31	32	33	34
有償増資額	1.17	1.73	1.86	1.43	0.90	1.83	1.72	1.30	1.08
配当額									
年 次	35	36	37	38	39	40	41	42	43
有償増資額	1.86	2.65	1.73	1.06	1.17	0.26	0.45	0.32	0.56
配当額									

- 18) 日本にどれだけの株式所有者が存在するのか、をしめす統計資料はわが国には存在しない。証券問題研究会「株式分布の実態とその問題点」（昭和42年6月）は、1人平均の持株を3銘柄ていどと推定しており、この基準で計算すれば、たとえば昭和40年度末の延べ個人株主数1,603万人余のばあい、実際個人株主数は約530万人と推定される。
- 19) 昭和22～24年には財閥解体とともに強制的株式分散が株式民主化運動の名によって行なわれた。したがって第1表における20～25年の株主数の増大は主としてこれを契機としたものである。しかし比較の基準年次を25年においても、事態の本質は基本的には変わらない。
- 20) 三戸公「アメリカ経営思想批判」、未来社刊、46～69ページ参照。なお三戸公氏の見解を、馬場克三氏も積極的に支持しておられる（馬場克三「株式会社金融論」、森山書店刊、230ページ参照）。
- 21) パーロは、支配が追加利潤を貯えるために利用される方法の一部として、つぎのようなものをあげている。(1)「発起人株」として投資をともなわずに最初におこなわれる大口の株式の取得 (2) 支配集団の成員またはかれらの縁者の高給を受取り、ほとんど無制限な費用勘定のようなその他の特権をともなう職務への任命 (3) 支配集団の金融機関への一切の銀行取引の集中 (4) 関係ある支配の下にある会社への原材料、需品注文の集中 (5) 関係ある支配の下にある会社への有利な価格による財貨または不動産の売却 (6) 法律顧問、工事、会計、広告など手数料の関係企業への集中 (7) 内部情報の利用 (V. パーロ「最高の金融帝国」浅尾孝訳、合同出版社刊、65～67ページ)。

工業が巨大な発展をとげ、生産が少数の巨大企業に集中されるようにな

ると、大企業のあいだで「相互の協定に達することはわけないし、他方では、まさに企業の規模が大きいことのために、競争が困難となり、独占への傾向が生みだされる」²²⁾。独占は生産の部面だけにとどまらず、銀行の部面にも発生し、銀行業務は、少数の銀行に集中され、銀行間の独占的結合をつよめる。このような基礎の上にたって、産業資本と銀行資本のあいだには、巨大な貨幣資本の供給・需要を媒介にして、資本的、人的結合がつよめられ、両者の癒着によって、金融資本が成立する。「生産の集積、そこから成長してくる独占体、銀行と産業との融合あるいは癒着、——これが金融資本の発生史であり、金融資本の概念の内容である」²³⁾。

株式会社制度は、もともと工業の巨大な発展と生産の巨大企業への集中に必要な前貸資本の社会的動員の機構として、生みだされたが、それは同時にこれら企業の独占的結合を実現し、金融寡頭制を構築するうえでも、積極的な役割をはたすことになった。小企業の大企業への従属、大企業相互の結合、産業企業と銀行の結合を具体的に実現する手段となつたのが株式保有である。私的所有制のもとでの所有主体は原理的には自然人たる個人であるが、私的資本が社会的に結合して会社資本が形成され、それが商品交換を社会的に保証するために法技術上、自然人に擬制して、それに法人格が付与されることはすでにのべたとおりである。しかし株式会社が法人として独自の人格をもってひとり歩きするようになり、独占段階にはいると、他の会社を支配するために、会社が会社の株式を所有するという事態が発生してくる。会社支配という観点からすれば、会社による会社の株式保有は支配資本節約のために開発された最後の技術的手段である。すなわち支配的株主は民主主義の擬制として株数多数決方式をとり、株式分散の過程で、50%以下の持株でも会社を支配することができるようになったが、このような少数持配支配を強固にするため、委任状制度を考出し、さらに民主主義的擬制さえも否定した無議決権株式を生みだした。しかしこのような擬制とても完全に否定しつくすということは社会的に無理があ

り、ついで持出されたのが持株会社方式であった²⁴⁾。

戦後の日本では、財閥解体によって持株会社方式を利用して構築された財閥の支配構造は崩壊し、独占禁止法は、「株式を所有することにより、国内の会社の事業を支配することを主たる事業とする」「持株会社は、これを設立してはならない」ことを定めている²⁵⁾。しかし現実には、持株会社制度こそまだ陽の目をみていないが、株式保有をとおしての会社による会社の支配および相互支配の関係は全経済構造を網の目のように覆っており、法人による株式所有は株式所有構造の基本骨格にまでなっている²⁶⁾。

このような観点から、あらためて戦後日本の株式所有構造の特質をみておこう。第3表の1は、日本の上場会社、非上場会社を含めた全会社の資本金別、所有者別株式分布の状況を昭和42年度末の時点でみたものである。この表でまずわかつることは、株主数では98.2%の圧倒的部分を占める個人株主が株数の上では、半数にも満たない42.1%を保有するにすぎないのにたいして、わずか1.8%の法人株主が株数の上では57.6%を占有していることである。興味ぶかいのは資本金別にみた株式分布の状況である。もちろんそれをとおして、株主数では圧倒的な個人株主ととるにたりない数の法人株主が保有株数のうえでは大体において分有している、というすがたは変わらないが、資本金ランクが上位になるにつれて、個人株主は株主数では割合を高めながら、保有株数の割合が低下するのにたいして、法人株主は株主数では低下するのに、株数ではその割合を高めている。このことは、資本金規模すなわち会社の規模が巨大になるにつれて、個人株主のあいだでは株式の分散がつよまり、同時に全体とすれば法人株主に株式の集中がつよまる、という背反的現象が生まれていることをしめす。

ここで金融機関と全会社との株式保有状況をみれば、金融機関は全会社の株式の26.2%を保有し、しかも資本金別のそれがしめすように、規模の大きい会社ほどその株式保有比率を高めており、金融機関の株式保有が大

第3表の1 昭和42年度全会社、資本金別、所有者別分布状況
(株式数およびカッコ内株主数)

	1~10億円未満		10~100億円未満		100億円以上		計	
	%	%	%	%	%	%	%	%
政府・地方公共團体	0.4 (0.1)	0.2 (0.0)	0.3 (0.0)	0.3 (0.0)	0.3 (0.0)	0.3 (0.0)	0.3 (0.0)	0.3 (0.0)
金融機関	8.3 (0.6)	24.6 (0.3)	31.4 (0.2)	26.2 (0.2)	26.2 (0.2)	26.2 (0.2)	26.2 (0.2)	26.2 (0.2)
投資信託会社	0.0 (0.0)	1.8 (0.0)	3.0 (0.0)	2.2 (0.0)	2.2 (0.0)	2.2 (0.0)	2.2 (0.0)	2.2 (0.0)
その他国内法人	1.4 (0.4)	3.2 (0.3)	5.3 (0.1)	4.1 (0.2)	4.1 (0.2)	4.1 (0.2)	4.1 (0.2)	4.1 (0.2)
外国人法人	37.8 (3.8)	24.5 (1.2)	19.0 (0.8)	23.2 (1.4)	23.2 (1.4)	23.2 (1.4)	23.2 (1.4)	23.2 (1.4)
法人計	0.6 (0.0)	1.9 (0.0)	2.2 (0.0)	1.9 (0.0)	1.9 (0.0)	1.9 (0.0)	1.9 (0.0)	1.9 (0.0)
(うち関係会社)	48.1 (4.8)	56.0 (1.8)	60.9 (1.1)	57.6 (1.8)	57.6 (1.8)	57.6 (1.8)	57.6 (1.8)	57.6 (1.8)
個人その他	20.0 (0.2)	8.5 (0.0)	1.9 (0.0)	6.5 (0.0)	6.5 (0.0)	6.5 (0.0)	6.5 (0.0)	6.5 (0.0)
外国人個人	51.3 (94.9)	43.7 (98.1)	38.6 (98.7)	41.9 (98.0)	41.9 (98.0)	41.9 (98.0)	41.9 (98.0)	41.9 (98.0)
合計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

資料 全国証券取引所「株式分布状況調査」(昭和42年度)

第3表の2 金融・保険業の所有者別
株式分布状況
(株式数およびカッコ内株主数)

	(株式数)		(株式数)		(株式数)		(株式数)	
	政府・地方公共團体	政府・地方公共團体	金 融 機 関	投 資 信 託	證 券 会 社	そ の 他 国 内 法 人	外 国 法 人	外 国 法 人
	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	22.8 (0.6)	0.7 (0.0)	2.5 (0.3)	48.7 (5.2)	0.7 (0.0)	0.7 (0.0)

企業に集中していることを物語っている。金融機関の側からの株式保有をみるだけでは片手落ちであり、これら金融機関の株式がだれに所有されているか、ということと合わせて考察しなければならない。第3表の2が金融機関の株式分布状況を全会社のそれのなかから抜きだしてみたものだが、金融機関のばあいには、株式の法人株主への集中化がもっと明瞭なかたちであらわれてくる。すなわち個人株主の持株比率は4分の1たらずでしかないのにたいして、法人の持株比率は75.4%，産業会社だけでも48.7%にもおよんでいる。このことから金融機関と産業会社のあいだには、株式の相互保有をとおして、きわめて強固な資本結合の関係がつくりだされていることが理解できる。（この調査時点での、全会社の資本金総額に占める金融・保険業の比重は11.6%であり、全会社の株式分布状況は大体において産業会社の状況をしめすとみてよい）株式相互保有の関係が産業と銀行とのあいだだけでなく、産業会社内部にも形成されていることは、第3表の1が同時にしめすところである。

さらに重要なことは、それぞれの会社において、これらの法人株主がかっての個人株主に代わって、上位株主を独占し、こうして会社による会社の支配という構造がここにおいて完全なかたちで現出している、ということである。第4表をみよう。

上位10株主を株主数でみたばあい、金融機関がほとんど半分近くを占め、信託銀行または都市銀行信託部

第4表 上位10株主の所有者別株主数、株式数の分布状況

	株主数 %	株式数 %
政府・公共団体	0.10	—
金融機関	43.95	36.38
投資信託	29.90	32.82
証券会社	2.75	2.26
その他法人	17.57	21.06
外国人	1.05	2.49
個人その他	4.68	4.99
計	100.00	100.00

注 対象会社は昭和39年12月末現在、東証第1部修正平均株価採用225社から同年、大規模な集中合併を行なった海運6社、三菱重工業をのぞいた218社。

資料 証券問題研究会「株式分布の実態とその問題点」

名義になっている投資信託分を含めると、金融機関の持株比率は7割をこえる。また10大株主としてこの両者が占有する株式数も7割近くに達する。株主数、株式数の両面で、これら金融機関につぐ地位にあるのが産業会社である。このようにして金融機関と産業会社が上位株主を独占していることがわかったが、これら10大株主はどのていどの株式を保有しているのか。それをみたのが第5表の1である。これによると10大株主の持株比率累計額のもっとも多いのが30~40%，ついで20~30%となっている。10大株主の平均持株比率は大体30%台にあると推定される²⁷⁾。ところで第5

第5表の1 上位10株主の持株比率
累計分布

10%未満	0.4%
10 ~ 20	7.1
20 ~ 30	25.0
30 ~ 40	28.3
40 ~ 50	16.7
50 ~ 60	10.8
60 ~ 70	7.2
70 ~ 80	3.7
80 ~ 90	0.6
90%以上	0.1
合 計	100.0
(社 数)	(1,515)

第5表の2 筆頭株主の持株比率別
分布

5 %未満	9.6%
5 ~ 10	30.3
10 ~ 20	26.9
20 ~ 30	12.3
30 ~ 40	9.4
40 ~ 50	4.8
50 ~ 60	4.5
60%以上	2.2
合 計	100.0
(社 数)	(1,515)

資料 東洋経済統計月報1969年8月号

注 1. 対象会社は1部、2部全上場会社。

2. 調査時点は43年10月～44年3月に到来した決算期末（年1回は43年4月～44年3月）。

表の2によって、筆頭株主の持株比率の分布状況をみれば、5～10%がもっと多くて、30.3%を占め、それを中心に分布していることがわかるが、10大株主の持株比率累計と筆頭株主の持株比率のそれぞれの状況をあわせ

て考えると、金融機関を中心とした法人株主が単独でその会社の支配的地位にあるのではなくて、複数の法人株主が集団的に支配的所有権をにぎっていることが理解できる。なお産業会社相互の所有関係について、あらためて注目しておきたいのは、上述のような金融機関を中心とした株式支配構造が、そのなかに産業トラスト的所有関係を組んでいる、ということである。さきの第3表の1のなかで、産業会社の持株比率が資本金規模の小さくなるにつれて高まっており、1~10億円規模の会社では、産業会社の持株比率が金融機関のそれを圧倒的に上回って、4割近くに達していることが、その事実を物語っている²⁸⁾。

戦後日本の株式所有構造の分析をとおしてわかるように、日本の大企業の株式の相当部分が少数の金融機関によってにぎられており、あるいは日本の企業が資金源泉の相当部分を金融機関からの融資に依存していることから、日本の企業は金融者支配のタイプであるという結論をひきだすことは容易である。しかしそれでは堂々めぐりの議論に終わらざるをえない。金融機関の株式はすでにみたように大企業によって保有され、かつその集中度のほうが企業のばあいよりもはるかに高いからである。

以上、われわれは戦後日本の株式所有構造を直接の対象として、現代の資本主義のもとでは、これまでの個人の所有資本家に代わって、会社法人の所有資本家が登場し、株式所有の基軸となって、会社による会社の支配という構造をつくりだしていることを、あるていど解明できた。

われわれは、さきに生産力の発展にともなって、一方では株式分散のもとで、いわゆる少数持株支配的状況が現出するが、他方では資本の所有と機能の分離が人格的にも進展し、かくて両過程の相克のなかで機能資本家が強固な社会的階層として登場し、所有資本家はますます寄性的性格をつよめる、と指摘した。ではこのことは会社による会社の支配という現実的事態と論理的にいかなる連関をもつのか。じつはこの点に、現代における所有と支配の問題を理論的に解明するカギがあるようと思われる。

会社が他の会社の株式を取得し、支配するという要求は、さまざまな動機に根ざしているが、ごく一般的にいえば、商品＝生産物の生産にさいして、原料から最終製品に至る社会的生産行程での、技術的均質性の追求と生産の計画化および市場における商品の安定的実現をはかることによつて、利潤の増大をめざすということに帰結しよう。支配資本の節約要求がこれに併行し存在していることはいうまでもない。また戦後の日本でとりわけ典型的なすがたをみせている銀行の産業会社の株式取得は、みずから所有資本家として企業支配に関与するし、貸付債権の防衛をはかるという目的だけでなく、預金の増強と信用創造の機能を高めるために、個々の企業の市場的連関を、みずからの銀行行動の領域のなかに取込もうという要求にもとづいている。

いずれにせよ、ここでは個別資本がその資本機能を遂行する途上で、その資本機能の遂行を保証する手段として、他の資本を所有するという状況が現出しているのである。はじめは資本機能は資本所有の結果としてあらわれたが、株式会社の出現によって、法人という擬制的所有主体が形成され、独占段階にはいると、こんどは資本所有が資本機能の結果としてあらわれてくる。そして会社の内部にあっては、みずからは資本をもたず、他人の資本の代表者として他人の労働を支配する機能資本家＝経営者が、会社と会社との関係にあっては、会社という所有主体の代表者として、所有資本家として、他の会社の活動を支配しようとする。生産力の発展にともなって、ますます分離していく資本所有と資本機能は、独占段階ではこのようにして、個別の会社内部においてではなくて、会社と会社との関係において、かつ会社という擬制的所有主体の存在を媒介とすることによつて、統一を回復しているのである。

マルクスは、利子うみ資本の範疇の確立と信用制度の発展によって、現象してくる資本所有と資本機能の分離の状況を、「貨幣資本そのものが社会的性格を帶び、銀行において集積され、もはや直接の所有者からではな

く、銀行から貸出されることによって、また他面では、借り入れによると他の方法によるとを問わず、いかなる名義のもとにも、資本を所有しないたんなる監督者が、そのものとしての機能資本家に属する一切の現実的機能を司ることによって、残るのは、ただ機能者だけとなり、資本家は余計な人間として生産過程から消え失せるのである」²⁹⁾ と規定している。そして信用制度とともに発展してくる株式会社制度のもとでは、このような状況がより大規模なかたちで展開、構築される。ただちがうのは、たんなる監督者が擬制的所有主体としての会社の代表者としてあらわれ、所有と支配の連関をとりつくろっている、ということである。「資本の所有と資本の生産への投下との分離、貨幣資本と産業資本あるいは生産的資本との分離、貨幣資本からの収益だけで生活する金利生活者と、企業家および資本の運用に直接たずさわるすべての人びととの分離——これは資本主義一般に固有のことである。帝国主義とは、あるいは金融資本の支配とは、このような分離がいちじるしい規模に達する、資本主義の最高段階のことである」³⁰⁾。

バーリとミーンズは、その労作「近代株式会社と私有財産」のなかで、株式会社制度の発展にともない、株式の分散が進行するなかで、ついには所有から独立した経営者支配といわれる株式会社の支配形態をひきだした。バーリとミーンズの理論には、いくつかの点で、根本的な疑問があるのは事実である。これまでの要約をかねて言うならば、まず最初に指摘するのは、支配のポイントを取締役の任命権の有無に置いたことは株式会社の制度的側面からみたばあい、当然だとしても、取締役が機能資本家として生産過程ではたしている役割についての理論的解明がなされないまま、株主と経営者の対立的性格を論じているため（まさにマルクスが指摘したように、利子生み資本が成立すると資本関係は外在化せしめられ、資本機能が資本所有にたいする対立概念とされ、労働との関係が後景にしりぞいてしまう），経営者の資本家として有する客観的性格があいまいに

されてしまい、両者の統一の内容が不明確にされている点である。また会社の支配関係を一般化、理論化するばあいに個別会社における支配手段と支配様式を量的に集積するという方法論に立っており、社会的総資本の視点からのアプローチが希薄であるように思われる。バーリとミーンズが、株式の分散とレントナー株主の群出によって、経営者が委任委員会を手中に収めることによって、任命権をみずから掌握する、としている点はユニークな論理の組立て方ではあるが、問題は、経営者のそのような自己選出を可能ならしめているものがなにか、ということであって、株式の分散はその外在的条件であるはずである。そしてまさにそれは彼らが証明しようとした資本を運動としてとらえたばあいの、資本の機能の資本の所有にたいする優位性——もちろん彼らがこのような表現を使っているわけではないが——ではなかったのか。

最後に指摘できるのは、会社による株式所有あるいは法人株主にたいする評価と位置づけが理論的にかならずしも明確ではないという点であろう。もちろんバーリとミーンズは会社の支配パターンの分類にさいして、会社による支配という形態をとっても、それが他の支配形態の変形とみられるばあいには、直接的支配形態と区別される窮屈的支配形態の分類では修正するという技術的作業を行なってはいるが、残念ながらそれは技術的レベルのものでしかないようと思われる。このことは、上林貞治郎氏も指摘されるように³¹⁾、5つの支配パターンのなかでの「法律的手段による支配」の他との論理的な関連があきらかでないことにもあらわれている。

ところで興味をひくのは、バーリが戦後刊行した「財産なき支配」(power without property, 1959) のなかで、戦後における会社資本形成の変化——自己金融の進展と株式発行の停滞——と機関投資家の成長によって、「取締役会や経営者を選択する権力を、自己保持的な寡頭制としての経営者陣から、年金管理者、相互信託基金管理者、および保険会社の経営者

といったさまざまな力を得つつある利益者集団へと徐々に移している」³²⁾ 状況を指摘していることである。この指摘は、資本機能から疎外された所有資本家が、みずからの財産の増殖を基本的には擬制資本の運動に依拠せざるを得なくなり、かくてそのような貨幣資本が、こんどは投機効率を高めるために組織化され、機関投資家として所有にもとづく支配の復権を要求するようになる過程に着目したものであろう。ただこのようなバーリのことばを借りていえば「投機資本の集積と処理にたいする権力」³³⁾が「自己保持的な寡頭制としての経営者陣」の対立概念として措定されてしまう点はすでに述べたように、彼自身が経営者支配概念を社会的総資本の運動と構造のなかで規定することができない方法論的弱点に由来するのではないかと考えられるのである。

しかし、主として問題へのアプローチにかんする方法論的疑惑が存在するにもかかわらず、バーリとミーンズが提起した経営者支配概念のなかには、資本家階級のなかにおける経営者の主導的役割を積極的に評価するという肯定的側面を客観的には内包しているのであって、現代社会における支配構造を解明するうえで、有益な貢献を行なっている、と考えられる。

- 22) レーニン、帝国主義論、全集、第22巻、大月書店刊、226～227ページ。
- 23) 同上、260ページ。
- 24) 川合一郎、信用制度と株式会社、バンキング、1966年9月号、42～48ページ、および同「信用制度と株式会社」(川合編「証券経済講座」、第2巻、東洋経済新報社刊、所収) 29～42ページ参照。
- 25) 独禁法、第9条。
- 26) このように戦後の日本では、株式会社は法的に禁止されたが、しかし持株会社を新たに設立させる客観的条件も存在しなかった、と言える。というのは企業の株式の利回りは利子率よりもずっと低位にあり、収支上の困難が予想されるし、また増資払込額が配当額を上回る状況が長期につづいたため、収支上からも、他からの資金調達により、増資払込に応ずることは不可能だった、と考えられるからである。
- 27) 東洋経済統計月報(昭和42年7月)が行なった昭和42年3月を基準とする調査では、東京証券取引所第1部上場会社の上位10株主の平均持株比率は 38.97

%となっている。なお今回の調査では、平均持株比率の算出が行なわれていな
い。

- 28) 戦後日本の株式会社の株式相互保有とトラスト的株式所有について、くわしくは奥村 宏「戦後日本における株式所有構造」(大阪証券経済研究所編「戦後証券経済論」、東洋経済新報社刊、所収)を参照されたい。
- 29) マルクス「資本論」、第3巻、483ページ。
- 30) レーニン、前掲書、274～275ページ。
- 31) 上林貞治郎「現代企業における資本・経営・技術」、森山書店刊、40～41ペ
ージ参照。
- 32) アドルフ・A・バーリ「財産なき支配」、加藤、関口、丸尾訳、論争社刊、
85～86ページ。
- 33) 同上、78ページ。

—1970.1.10—